慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	村落連合 - 組合村について : 武蔵国足立郡染谷村
Sub Title	Incorporation of villages : Somegaya-mura, Adachi-gun, Musahi-no-kuni
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.237(39)- 257(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0039
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て、個々の商人の系譜等は是非追わねばならぬ問題であつた。その外多くの不明確な點を殘している事は否定する事ができない。しかし、史料の缺如は如何とも成し難かつたのである。推測を以つて補わねばならぬ事の餘りに多きを加え、論文としては甚だ不首尾なものとなつてしまつたが、選ばれた村の少くとも大摑みな輪廓は描き得た事と思う。要約すれば次の如くである。

近世當初の角筈村をまず一般の農村とみる事は間違いあるまい。しかし江戸が次第に發展し、特に明暦以後、寛文から元祿にかけて武士の移住が行われ、彼等に伴つて若干の商人も移り來り、商業化の途が開かれた。他方農業生産の面では消費地注戸を間近く控え、畑作、特に蔬菜類や若干の商品作物が盛に栽培される樣になる。中期のこの村の主要な生業はむしろこの點に求める事が出來る樣である。しかし田沼時代における一般的な商業繁榮はこの村の都市化を決定的に方向付け、近隣農村を主たる顧客とする商業の發達が見られるに至る。勿論その間には種々の問題を生じつゝも、次第に事實上江戸の最外緣として都市的な機能を持つ樣になつたのである。しかし變化は一般の農村に比べれば比較にならぬ程大きかつたとに言え、決して急激なものではなかつた。そしてこの樣な都市化を見ながらも、そこに出て來る商業は小賣的なものが多く、手工業生産の殆んど行われなかつた事を加えて、商業資本として迄は成長し得ず、江戸或いは盛り場の内藤新宿に寄生するといつた從屬的なものに終つてしまつた。江戸の商人仲間へ殆んど抵抗の跡も示さずに組み入れられて行つた事等もこの樣な從屬性から來るかも知れない。又、自ら進んで販路を求める必要もない程交通上の要衝を占めた事も、商業發達の有力な一條件を形成したのと同時に、この樣な消極性をかもし出す條件ともなつた樣に考えられる。

しかし、何れにせよ、制度的には江戸市外の一村落であり、事實近世當初においては通例の一農村にすぎなかつたと考えられるこの村が、時代と共に實質的には江戸の一翼となる迄に都市化し、初期とは全く異つた姿に、變貌して行く過程に、限界内であるにせよ、江戸の發展と近郊村の對應という近世的發展の一形態を見出し得るのである。

村落聯合—組合村について

——武藏國足立郡染谷村——

島崎隆夫

一

近世封建社會の村落は、中世莊園時代を通じ、徐々に形成され、その末期においてかなり明白な形を取り初めた、「郷」あるいは「村」と呼ばれるところの自治的活動を行つた共同體が、多くの政治的諸變革を經過しつつ、展開を（註一）み、完成されて來たものであつた。古き莊園的秩序が崩壞し、未だ近世的秩序が完全に形成され得なかつた中世末期は、中世領主權が薄弱化されたことによつて、社會的不安と政治的動搖がその極に達し、「土一揆」に見られたようなはげしい變革の時代であつたが、かかる時代において、村民達は莊園的支配秩序に對して批判を加え、武士階級の苛酷なる壓政に對して抵抗し、もつて、彼等の社會・經濟生活を自分等の意志に從い、新しき秩序の下に營まんとする欲求となつて現れることによつて、各村落民達は、自己の安全を自ら保つことを餘儀なくせられ、それは、極めて自然に、一定の地域を劃して、自己防衛地域をつくり、いわば自治的共同生活體としての村落の形成を強く打ち出した。（註二）かかる場合、村落は小地域に成立し、村民相互の共同を通じ、自治的傾向を強め、共同利益の防衛と維持を計るという方向が取られたと共に、村落間の結合を生み、村落相互間の團體的行動を可能ならしめ、共同して同一の利害を處置せんとする、地域的結合が行はれた。（註三）このような中世末の村落は、多くの政治的、社會的、および經濟的變革

を經つつ、近世的性格を獲得し、近世村落となつた。(註四)

新しい政治權力の形成、すなわち、德川封建支配の成立がみられるにおよんで、德川幕府政權は、成長しつつあつた村落構造・機能を破壞することなく、必要以上の干渉を行うことなしに、(註五)村落構造を把握しつつ、自らの政治支配の最下部組織として編成替し、もつて村落構造・機能を巧みに利用した。幕府は天領および大名領・寺社領・旗本領などの私領の下部組織として村落を編成し、各領に代官・地頭等の役人をして、直接に、あるいは大總代（大庄屋）ある時はそれを通じ、各村落に存在する名主（庄屋）以下の村役人を把握し、もつて、村民の支配を完うしたのであつて、(註六)かかる構造を通じて、領主は自らの行政上の諸命令を下部に傳達し、貢租其他の諸負擔を徵收したのであつたが、その場合、各村落においては、村在住の村役人を把握し、村落の自治的活動を利用し、村落各自の責任において、これらの仕事の實施にあたらせた。このことは、幕府にとつて、村落は、第一に貢租負擔能力、第二に治安維持に關し、極めて重要なる意義を有していたため、(註七)幕府が村落支配を非常に愼重に行つた結果であつて、法制史的にみれば、かかる村落支配は、(註八)一は封建的領主―封建的耕作農民という上下の支配關係に基き、領主側において制定をみた法體系にそくして行われたのであり、二は中世末以來急速に充實發展をみてきた村落內部における慣習に基き定められて來た種々の規約――最もまとまつた形では村法――にそくして行はれたものであつて、一擧に上よりの法支配のみによつてのぞんだのではなく、幕府は村落の慣習に從い、直接にそれに關與、干渉することなく、それを利用して行つた。この二つの支配の形態は、互に融合し、ある面では上下支配關係的性格を打ち出し、ある面では自治體的性格を強く殘存しながら、村落支配の完成をみて行つた。かかる支配の仕方はかなり成功をみたのであつて、特に、幕府完成期以向、兵農は完全に分離され、農民は身分的に固定化され政治的權力は全く武士階級の一方の極に集中されるに及び、中世末期にいちぢるしい昂揚をみたあの村落自體の政治的對抗力は全く微弱となり、概ね平穩無事となつて行つた。この推移と相まつて、幕府の村落支配は、封建構造の長期間にわたる維持に役立つた。しかし、村落民の間には、封建社會の構造的矛盾の深化と共に、封建支配に對抗し、自らの解放を求めて行つた百姓一揆や、諸種の反撥的態度の中に明瞭に現れて來たところの、封建支配の苛酷なる搾取體系より村落を保持し、社會的不安、動搖にたいする警察力の弱體化より來る村落の治安維持を村落獨自の力で遂行せんとする、村落自治の構造が、ある程度の自主性を持ちながら、近世村落自治を形成していた。しかし、近世村落の自治性が完全なものでなかつたことは申すまでもないことであるが。(註九)村落は幕政が完備されると共に、漸次、武士層の政治的支配を通じ、領主の完き監督下におかれ、新しい村の機構を通じ、五人組制度を利用しつつ武士階級の支配的意圖が滲透して行つた。このことは、村落の內部構造に、相互に相反する利害關係に立つ社會階級をふくむでいたこと、全村落が一體となり、共通の利害に感じ得る場合は、村落が全體として結合し得るのであるが、村落內部の農民層の階級分化が進むにつれて、一部は村の支配機構の末端の座にすわり、村の支配者の側に立つことによつて、村落支配をより容易にする機能を果し得たことによつた。

右に述べたごとく、一つの地緣的なまとまりを見た地緣集團として形成されて來た近世村落は、村落內部において、結合し、他村落に對し、自村を區別することによつて團結を強化し、もつて、村落自治を確立し、排他的行動に出でんとする一方向を有しており、いわば、村落の求心的團結力ともいいうる方向であつた。これにより、村落の生活は安定し、固定化され、村落秩序が維持された。(註一〇)かかる方向と共に、村落が隣接諸村落と相互に相提携し、聯合せんとする方向が強く作用していた。(註一一)村落相互に共通の利害がそこに存在した場合には、當然一村落という地緣的ひろがりを越えて、他村落との聯合が強く要請された。とくに、入會、山論、治水灌漑等の共通の利害や、風俗、風紀、農村秩序の取締のごとく、より廣範圍の地域にわたる事項に關しては、村落相互の聯合が、その目的に應じて、形成されて來る必然があつた。又元來非常に封鎖的、自治的な性格を持つていた封建村落は、德川時代の推移と共に、都市、宿場、街道筋を中心として、いちぢるしい展開をみはじめた商品、貨幣經濟の發達によつて、村落の封鎖性が破

壞せられ、分立、排他的方向に向いつつあつた村落は、ここに、相互に、密接に、相交渉する度合を瀕繁にし、共通の利害の場として統一されはじめたことにも起因して、村落は舊來の分化、分立、孤立の方向を否定し、商品・貨幣經濟に從つて行つた。すなわち、商品・貨幣經濟の發達によつて生じて來た經濟諸現象は、その影響するところを一村落にとどめることをせず、より廣範な結合をともなつた。かかる村落と村落との聯合は、早くも中世末期の社會的、政治的不安動搖期に、村落自己防衛のため、一村落をこえて聯合せんとする動きを示したことの中に、その萠芽を見出しうるのであるが、德川期に入り、求心的な村落內部の孤立、團結する方向がすすめられた反面、他村落との橫の聯合が、強く打ち出された。

では、村落は如何なる場合に聯合して行つたか、村落の聯合は如何なる根據を背景として行はれたか。村落相互を密接に結合し、聯合にまで進ませ得た要因は多種多樣であろう。勿論決して單一の要因のみではなく、多くの要因が混在している場合もあつた。あるいは最初一目的のため組織された村落聯合が、他の目的のためにも併用される場合もあつた。後において、關東地方一農村を中心として、組合結成を述べる場合に、いくつかの具體例を示すであろうが、今、概括的にこれをみるならば、村落防衛、經濟上、信仰上、政治上等の目的のために、（註一二）聯合が結成されて來た。しかし、その目的は明白に一個の名稱につつみ得ない場合も多かつた。

各々の目的が一時的のものであるか、永久的のものであるかに從つて、諸村落の聯合は、特殊の目的のために一時的に結成される場合と、永久的に聯合する場合とがあつた。後者にあつては、各村落にたいして、永久にかくことの出來ぬ要因を中心として聯合をみたものであるから、村落存續上かくことの出來ぬ聯合であつた。このように、村落聯合は、一時的あるいは永久的に結成されたものであるが、一村落が多くの目的を同時に持つている場合が通常であつたが故に、村落聯合は同時に幾組も形成され、村落はそれぞれの聯合の構成村落であつた。

組合村落――村民を統御し、規制する組合規約を決定する機關は、構成員たる村落の代表としての名主（庄屋）によつてつくられる「寄合」であつて、寄合における合議であつた。合議により決定をみた組合規約は、代表名主（大組合であつた場合には、惣代名主、大庄屋の名のもとに）の名によつて、各組合村に公布された。このようにして組合規約は、寄合に參加した各村落の代表者により決定、公布されて、村役人を通じて村落――村民にたいして規制力をもつていた。しかし、この場合、一村落において、村法に違反した村民を罰するに追放、村八分、財物沒收、禁足及禁愼、體罰と暴行、見懲しと賤役賦課、諷刺的制裁、陳謝、面罵と蔭口等の制裁手段を有していた場合と異り、制裁手段を充分に持つておらず、訴訟其他による以外ない村落相互の場合には、非常に弱いものといわざるをえない。違反した村落にたいしては、より上級の支配者の力によらざるをえず、この點、その自治的性格もはるかに微弱であり、限界を有していた。このように組合議定――組合村の持つていた自治的性格は、領主の支配につつまれ、領主――農民の上下支配關係の法體系の中に吸收されて、主として、領主の命令傳達機關、命令實行監督機關という側面を強く打ち出して來た結果となつた。

（註一）清水三男著「中世の村落」特に第三章莊園文書に現れた村第四章鄕を參照。「信長、秀吉の村落制の由來する所は、室町時代の「村」であると共に、「鄕」であつた。」（一二一頁）

（註二）前田正治編著「日本近世村法の研究」本論、序說を參照。

（註三）中世末における村落群の形成に關しては、三信國境の村落群に基き、研究を發表された、竹內利美著「中世末に於ける村落の形成とその展開」を參照。又、小野武夫著「日本庄園制史論」第九章「農村に於ける自治制の萠芽」をも參照。

（註四）中世的村落が、近世的性格を獲得しつつ、近世の村落への展開をみたのであるが、それについては、牧健二氏の諸論文、例えば「我國近世村落團體の起源」（法學論叢卷三四、六號）等を參照。

（註五）野村兼太郎著「村明細帳の研究」第一章「江戸時代の村落」四頁。

（註六）前田正治編著「日本近世村法の研究」四頁。

（註七）野村兼太郎著「村明細帳の研究」五頁以下
（註八）前田正治編著「日本近世村法の研究」第一編總論、第一章「村法の意義」七頁以下參照。
（註九）野村兼太郎著「村明細帳の研究」七頁。
（註一〇）（註一一）小野武夫著「日本村落史概說」二三三頁以下參照。
（註一二）同、二三五頁以下參照。

二

村落の聯合――組合村の形成とその自治的性格の一端を概括的に考察して來たわれわれは、具體的史料を「武蔵國足立郡染谷村」および「新染谷村」[註一]をその構成村落とし、この地方に成立をみるに至つた、幾つかの組合――天久保用水路拾三ヶ村組合、綾瀬川七拾八ヶ村藻刈組合、綾瀬川除五ヶ村堤組合、大門宿三拾四ヶ村組合[註二]、等――に求め、組合の性格について、勿論、これらすべての組合について取扱うことは困難で、これらの中より最も重要であると考えられる組合について、主として考察してみたい。

封建社會においては、農業が基本的生産業であり、農業生産の維持、發展が封建支配者にとつて、極めて重要であつた。自然的諸條件は、例へば河川、村落にたいし、非常に多くの影響力をもち、その巨大なる破壞力がしばしば村落に災害を與えうるような地方にあつては、（正しく充分に統御出來うる場合には、農業生産の維持・發展をなしうる）この河川の自然的諸條件を克服することが、各村落にとつて、死活問題であつて、その克服は、一村落の力をはるかに越えた大なる力を必要とするのであつて、自然的災害の共同防衛ということがそこに要請されて來た。かかる共同防衛のための村落の聯合は、かかる地方にとつて、存續のためのいわば基礎的前提ともいいうる。

綾瀬川、新綾瀬川、傳右川、芝川、新芝川、見沼代用水等の河川が貫流しているこの地方は、年々再々の洪水により多くの被害をうけていた。そこで、本地方の村落聯合――組合はまず治水灌漑を中心として形成された。灌漑用水として本地方にとり重要なものは「見沼代用水」通りの「天久保用水」であつて、それを中心として拾三ヶ村組合がつくられていた。[註三]この組合は主として天久保用水路の維持、圦樋等の修築・維持を目的としているものであつて、天久保用水の圦樋は、享保十三申年（一七二八）、長四間、内法二尺四方の規模に、新規製作されたもので、其後度々の修覆が行われた。修築の規模・經費・費用負擔の方法等は、修築毎の「御仕用帳」「出來形帳」に示されているが、[註四]修築費用は、各組合村の御料、私料の高割をもつてなされていた。用水路維持のためには、毎年用水浚を實施し、川浚丁場を組合村に割當てて行つた。[註五]例へば川浚の一例を天保八年（一八三七）にとれば、大井川筋引合より往還圦まで用水堀浚長百六拾間、平均横九尺、深一尺五寸の坪數六拾坪の浚に人足百貳拾人（但浚一坪二人）、往還圦より大門宿地内迄、用水堀浚長貳千七百二間、平均横七尺、深五尺の坪數二百六十二坪七合の浚に人足貳百六拾二人七分（但浚一坪一人）が用いられている。この場合、惣代である新染谷村の負擔が除かれ、十二ヶ村に割合てられていたことは注意を要する。

綾瀬川の藻刈を目的として、結成をみた足立郡、埼玉郡村々七拾八ヶ村「綾瀬川藻刈組合」[註六]の總勤高は二二、一五七石三斗であつて、上は上瓦葺村掛ヶ渡井下より、下は戸塚村上新田地内に至る一一、一六〇間の地域の藻刈を受持つた。藻刈の實施は、年々夏三回宛行われ、藻刈丁場は勤高百石に付五拾間三分六厘七毛餘として、それぞれ位置を定め、（その場合、御吟味役人が出頭し、川通村々が立會、川丈を調査し、村高に應じて、甲乙なく、上流より順を追つて位置を定め、丁場坑を立てる）、各組合村にその丁場を請負はせた。その割當てられた丁場を確實に藻刈することが要求された。丁場杭が破壞された時、一村のみにて處置せず、上下丁場兩村立會の上、元の通りに丁場杭を打ち直すことを命じて、丁場爭のなきよう注意している。この藻刈組合の管理は、各一年七ヶ村よりなる「年番制」によつて行われ、特に、年番に對しては、藻刈の議定を嚴密に守り、毎夏三度の藻刈を監督するのみならず、年番勤務中の諸入用を節

約し、無益の出費なきよう注意が與えられている。諸費用は組合總勤高に應じて定められた。年番は役人の丁場案内に任じた。役人の來場の費用に關して、「一、御普請役樣御上下二人御一泊、此料錢一貫文、外水夫人足二人此賃四百文、二、同御上下御兩人御少休、同料、錢二百文」(註七)と細い規定をなしていた。臨時の諸費用は相談により決定された。かかる藻刈は直接河川を治め、洪水の影響をさけるため、村々にとつて必要缺くことの出來ぬ仕事であり、その仕事が組合村の共同作業にまかされていたところにより、組合は强力な統制を行うことに努力したことは勿論であつたが、しかし組合村の中には、上流であるとか、直接に河川よりの影響の無い村々にとつては、藻刈の負擔は必ずしも輕量の無いところより拒否する態度に出ることが度々起つていた。(註八)

直接水防――堤を目的として、綾瀨川堤の修築・維持のための、より小地域の組合が、綾瀨川除五ヶ村堤組合(註九)（大門宿、下野田村、高畑村、上野田村、染谷村、との總高千八百二十四石二斗四升五合五勺）が組織されていた。これは、いわば地元の堤の維持を行う組合であつて、かかる組合は、上流より下流にわたり、數多く組織されていた。主として、川堤の小規模破壞の修築、維持を、組合は自普請で行つていたのであつたが、より大なる破壞の場合には、かかる小組合の力の限界を越え、御入用普請を申出ていた。例へば、文政七年（一八二四）(註一〇)の大洪水による川堤の破壞は、總人夫七千三拾六人四分、材木其の他の資材多量を必要とした場合にあつては、五ヶ村組合をこえて、近在の高山、代山、中野田、辻、大崎、玄蕃新田等の各村にもその負擔の一部の割賞が行はれた。又、同年十月の大洪水による堤防破壞(註一一)は、五ヶ村堤とその隣接の膝子村をもふくめて起つたために、この六ヶ村が共同して、修築に努力していた。

悪水落に關しての紛爭も度々起つた。(註一二)その紛爭にたいし、利害を共にする村落は互に組合をつくつた。傳右川を中心とし、直接的利害關係にある染谷村と上野田村は、傳右川悪水落に關して小組合を形成していた。とくに、度々起つて來た下流高畑村との間の「悪水落」に關する紛爭が、前述の五ヶ村堤組合においては共同して防衛にあたつていた高畑村に對して二ヶ村の利害の結びつきを鞏固にした。安永八年（一七七九）、天明三年（一七八三）の悪水落紛爭にみられる場合であつて、共に、下流高畑村地内にある悪水落に柳其他の雜木を川際に植え、橋をかけ、杭をあらたに打つたことにより、悪水落にさしつかえ、その結果、より低地にある上流の二ヶ村が出訴した。その結果、出入内濟にて相互に約定を結び終了をみたのであるが、それから以後も度々悪水落に關して紛爭を起し、その度毎に、組合を結び、目的達成のため協力した。

河川を治むることを中心として、村落と村落との結合を通じ、治水を完全にし、灌漑を便にし、以つて農業生産を維持、發展せしめることによつて、封建支配者の基盤を安全强化することが、企圖された。いわば、かかる目的のために、廣く村落と村落との聯合が利用されたのである。

（註一）武藏國足立郡染谷村および新染谷村の諸史料は、現在慶應義塾大學經濟學部に保管されている、野村兼太郎氏所藏にかかる。兩村についての事情は、野村兼太郎氏の「村明細帳の研究」に收錄されている「武藏國足立郡染谷村明細帳」（資料番號三〇）および「武藏國足立郡新染谷村御尋ニ付書上帳」（資料番號三一）により、概要を知ることが出來る。新編武藏風土記稿には「染谷村は江戸より八里を隔つ、民戸四十、東は加田屋新田に隣り、南は片柳村及び加田屋新田にして、西は御倉・日岡・笹丸の三村に接し、北は大谷村なり、東西三十町、南北六七町、天水を湛て用水とす」の記事あり、「新染谷村は郡中染谷村の民開發せしかば、新の字を冠らせて唱へりと云、江戸より行程七里餘、東は上野田村につゞき、艮の方は高畑て、北は膝子村、西は加田屋新田にして、南も加田屋新田及び辻村に接せり、東西の徑り四町許、南北六町に餘れ村にり、民戸三十餘内十五は飛地の方に住せり、村の西端を貫て三沼代用水かゝれり、村内此水を引て田間に沃ぐ。又上野田村より當村にかゝり、膝子村に達する一條の道あり、幅三間餘、これも日光の御成の道なり」という。

（註二）武藏國足立郡大門宿外三拾ヶ村組合の書上は、前掲「村明細帳の研究」資料番號三二――三八に掲載されている。主として質屋渡世、高家數、諸商賣にかかる調査書上である。

（註三）天久保用水拾三ヶ村組合に關する村高の變化は左表の如くである。

天久保用水路拾三ケ村組合高書上帳

	1829	1830			1845
	文政12年	文政13年			弘化2年
	石	石	石 *	町**	石
新染谷村	126.7522	126.7522	(101.199)	14.4521	126.7522
寺山村	207.4040	207.4040	(150.821)	21.4808	207.4040
辻村	271.4600	271.4600	(54.0550)	5.6403	271.4600
大崎村	229.4530	229.4530	(10.5847)	1.4024	229.4530
大門宿	1,137.7530	1,137.7530	(377.624)	47.4315	1,137.7530
玄蕃新田	281.5520	281.5520	(176.0360)	16.6500	281.5520
北原村	49.4470	49.4470	(26.716)	3.7807	49.4470
笹久保新田	409.2470	426.3270	(278.05318)	36.5613	426.3270
笹久保村	486.2740	493.0370	(12.5010)	1.2514	493.0370
横根村	285.8070	480.2860	(127.5510)	12.5000	480.2860
上野田村	100.1780	100.1780	(68.9010)	13.7808	100.1780
高畑村	187.4620	187.4620	(137.570)	14.7302	187.4620
下野田村	172.0000	172.0000	(88.59784)	9.8928	172.0000
合計	3,844.7892	4,163.1112	(1,610.2264)	499.5821	4,163.1112
御料	3,373.5972	3,621.9172			3,621.9192
私領	5,71.1920	541.1920			541.1920

文政12丑年正月　天久保用水路拾三ケ村高書上帳
文政13年寅年正月　天久保用水路組合拾三ケ村高帳
弘化2年巳10月　天久保用水組合惣高書上帳
*　村高中田地の石高を示す。
**　同上の面積を示す。

（註四）見沼代用水の天久保圦樋および用水路の規模は左のごときものであつた。「天久保拾三ケ村組合用水浚其外御普請出來形帳」弘化二年による。

見沼代用水引分

一圦樋長四間　但内法貳尺四方
一往還埋樋長八間　但内法三尺六寸四方
一高畑村地内　壹ケ所
八合圦樋長貳間　但内法三尺四方
一大井筋引合より往還圦迄　壹ケ所
堀長百六拾間　横九尺
一往還圦より八合圦迄　深一尺
同長三百四拾間　横七尺
一八合圦より大門宿地内迄　深五寸
同長貳千三百六拾貳間　右同斷
三口合貳千八百六拾貳間

（註五）用水浚間數丁場

代用水引分より八合圦迄

一用水浚長拾七間　上野田村
一同　長貳拾五間　寺山村
一同　長六拾八間　笹久保新田
一同　長三　間半　笹久保村
一同　長四拾六間　玄蕃新田
村落聯合―組合村について
一同　長五拾六間　鹽根村
一同　長六　拾　間　高畑村
一同　長三拾九間　下野田村
一同　長四　間半　辻村
一同　長五　間　大崎村
一同　長拾壹間　北原村
一同　長百六拾五間　大門宿
合長　五百間

下七ケ村八合圦より大門宿地内迄

一用水浚長三百八拾貳間　高畑村
一同　長貳拾九間　辻村
一同　長三拾四間　大崎村
一同　長七拾三間　北原村
一同　長五百貳拾九間　玄蕃新田
一同　長貳百五拾間　下野田村
一同　長千六拾五間　大門宿
合長　貳千三百六拾貳間
惣間數　貳千八百六拾貳間
用水中間數

（註六）「武州綾瀬川藻苅丁場割渡并組合年番請書寫」寶暦六年子七日

なお、藻苅丁場の割渡は左のごとくである。

寶暦六子年七月　綾瀬川藻苅丁場組合

勘高	藻苅丁場	番號	村名
四六〇、〇石	二三二、間	1	小針須家村
三一七、〇	一六〇、	2	高虫村
五三四、七	二六九、	3	小針新宿
二五七、四	一三〇、	4	平野村
五七二、八	二八九、	5	内宿村
四四、六	二二、	6	須ヶ谷村
三七〇、〇	一八六、	7	羽貫村
三三〇、〇	一六六、	8	駒崎村
八〇、〇	四〇、	9	菅谷村
三五〇、〇	一二六、	10	大針村
二〇一、〇	一〇一、	11	上貝戸村
四八、六	二四、	12	上手塚村
一七、六	九、	13	中荻村
一九三、〇	九二、	14	小貝戸村
三九四、六	一九九、	15	中潤戸村
五一、〇	二六、	16	柄山村
二一八、〇	一九、	17	芝村
一〇三、〇	五二、	18	中手塚村
六九、四	三五、	19	下手塚村
八一、〇	四一、	20	丸山村
一八三、八	九三、	21	下潤戸村

勘高	藻苅丁場	番號	村名
二三〇、〇石	一〇六、間	22	本村
一九三、〇	九六、	23	宿村
五七、八	二九、	24	谷畑村
八三、五	四二、	25	別所村
五〇、〇	二五、	26	淺間原村
五〇、八	二七、	27	篠崎村
五三、四	二七、	28	辻村
四五〇、一	二二八、	29	上蓮田村
四七〇、〇	二三七、	30	原市村
五一、五	二六、	31	中嶋村
五三九、二	二七二、	32	下蓮田村
二八四、四	一四三、	33	上瓦葺村
四三、九	二二、	34	本瓦葺村
五、六	三、	35	砂村
二六四、三	一三三、	36	下瓦葺村
六八二、三	三四四、	37	馬込村
六二一、〇	三一三、	38	丸ケ崎村
八四、九	四三、	39	本宿村
二七六、四	一三九、	40	平林寺村
九三、九	四七、	41	長左衞門新田
三七、七	一九、	42	箕輪村

一八二、八	九二、	43	堀崎村
一一一二、八	五六、一	44	深作村
七一、八	三六、	45	小深作村
二二九七、四	一一五、七	46	岩槻五ケ町
三五〇、〇	一七六、	47	富ヶ谷村
九八、一	四九、	48	加倉村
一四六、〇	二八二、	49	宮ノ下村
一四六、〇	七四、	50	谷下村
四八八、〇	二四六、	51	柏崎村
一一二、二	五七、	52	村國村
二七七、七	一四〇、	53	福寺村
八八一、九	四四四、	54	深谷村
六五四、五	三三〇、	55	膝子村
四六四、九	二三四、	56	横根村
三六六、一	一八四、	57	飯塚村
二一六、一	一〇九、	58	下新井村
一三六、三	六九、	59	染谷村
五一〇、二	二五七、	60	高曾根村

二八一、〇	一四二、	61	野崎村
六四、一	三二、	62	孫十郎新田
四五四、一	二二九、	63	黒谷村
一一一、〇	五六、	64	上野田村
四八六、二	二四五、	65	笹久保村
二〇七、四	一〇四、	66	寺山村
四〇九、二	二〇六、	67	笹久保新田
一八七、四	九四、	68	高畑村
三二五、四	一六四、	69	尾ヶ崎村
一〇三、九	五二、	70	代山村
二九四、一	一四八、	71	中野田村
二八一、五	一四二、	72	玄蕃村
五〇、二	二五、	73	辻村
一四〇、〇	七一、	74	尾ヶ崎新田
一〇、六	五、	75	大崎村
二四四、〇	一二三、	76	下野田村
二五、七	一三、	77	北原村
三三六、一	一六九、	78	鈎上村

（註七）「綾瀬川組合議定連印帳」文政十三寅年十月

（註八）例へば、武藏國葛飾郡樋籠村（三田學會雜誌第四十四卷第二號）にて、庄内古川藻苅丁場を論じた場合に、わたしは庄内古川、古利根川上流地帶の外野村外二十一ヶ村が、悪水落に關する利害關係の少いことより、藻苅に反對し、紛爭を起した事件をのべておいた（二九頁）。

（註九）「綾瀬川除五ヶ村堤御普請御願ヶ取付帳」享保二戊年八月

村落聯合―組合村について

（註一〇）「五ヶ村組合自普請出來形帳」文政七申年三月

（註一一）「五ヶ村組合并膝子村堤ヶ所附書上帳」文政七申年十月

（註一二）傳右川に關する「諸入用帳」類と共に、ここで染谷村、上野田村と高畑村との間の紡爭に關する「差上申一札之事」（安永八年）及び（天明三年）と同樣な事件が再度起きているが、これらが參照された。

三

幕末に及ぶに從つて商品・貨幣經濟の進展、農村への滲透を契機として、「江戸に集中する五街道の宿驛を中心としてみられる農業の餘暇の煮賣商的な商業化や、旗本領代官所領の貢租の誅求、宿驛の助鄕課役の壓迫による沒落農家が、更に村内に成立して質屋、酒屋、穀物商等の高利貸の餌食となつていく」（註一）過程が進められ、封建的社會構造を動搖せしめる傾向が著しくなつた。そこで、かかる傾向えの對策として、五人組制度を通じ、封建農村秩序の固定化が圖られたのみでなく、廣く村落自治の制度をつつみ、一村落における諸々なる村法形式を通じ、あるいは、組合村の議定を通じて、種々固定化策が試みられた。脫農民化のみでなく、諸商品の生產、移動、物價、相場、勞賃の諸經濟現象が、直ちに農民生活に影響し、治政者にとつて極めて緊急事であつたが故に、それは一面的な制限、禁止をもつてしては、充分なる效果を生み得ないほど、その重要性を增加して來たところより、經濟現象を統制する必要を生じた。かかる經濟統制は、ただ單に一村落内部のみでは不充分であつて、當然、より多くの數ヶ村聯合による規約として、實施せられて、本來の目的にそいうるものであつた。（註二）このことは、前にも述べたごとく、封鎖的な封建村落が商品貨幣經濟の發達につれて、封鎖性を破壞され、村落が相互に密接に結合し、共通の場になつて來た證左であつた。かかる經濟現象の展開は、單に領主側よりする一片の命令――强制に依つては、充分その效果をあげえぬものであつたが故に、組合を通じて、自主的に統制に參加する方向が、領主により强く意識されて來た。職業統制、出荷、生產統制、米價統制、貨銀統制等多くの面において行はれたものであつたが、本地方における主要なものの幾つかについて考察しよう。

一、質屋渡世は、貨幣經濟の發達と共に、幕末においては、農村金融機關としての重要性を增加したのみでなく、犯罪調査機關としても利用され、幕府自身としては、質屋渡世者の增加をよろこばぬことと相まつて、質屋渡世の取締規定は、極めて嚴重であつた。（註三）取締は一地方を一團として「組合」を形成し、それを支配することにより行われた。これは同時に、組合が、質屋渡世仲間が、自身で、質屋渡世の不必要なる競爭を排除し、相互に圓滑に質屋渡世營業を營むことを目的としていた。本地方は、五街道の一である中山道、日光御成道の街道に面し、幕末において、質屋渡世の激增をみるに至つているが、これらは、關東筋御取締により把握され、大門宿を中心とする外三十三ヶ村の組合の形成を見ていた。（註四）大門宿外三十三ヶ村組合には、「大惣代」がおかれ、寄合に參集する村落代表者に依り議定せられたものの、傳達、實施監督の任を果していた。この質屋渡世に關しての研究は、ここでは省略するが、（註五）組合が仲間議定を定め、經濟統制を行つた一例として、「利息」を左記のごとく決定し、不當な競爭を排除していた事例をあげておく。（註六）

一御公儀樣御法度之儀者堅相成可申ハ事

一質物渡世向の儀先般より度々御觸有之御趣意之趣一同承知□（ムシ）可在之ハ得共尙亦寺社汁物農具部屋住者無判之質物等決預り申間鋪ハ事

仲間議定之事

一質物□（ムシ）□月定法八ヶ月ニハ得共二ヶ月猶豫いたし十ヶ月相立ハ質物ハ無斷流質ニ可致ハ事

同利見之事

一金壹兩ニ付　　錢百三拾貳文

村落聯合―組合村について

一金壹歩ニ付　同　三拾貳文
一錢壹貫文ニ付　同　三拾文
一同百文ニ付　銭　三文
右者今般諸色高値ニ付仲間一統相談之上取極ハ得共且亦萬事下落仕ハハ、是迄通り可仕ハ
然上者一同甲乙なく正路ニ渡世可致ハ事
月　日　仲　間
行事㊞

二、質屋渡世に關する統制と同様、大門宿三十四ヶ村において行つた、商業行爲に關しての統制として、古錢、紙屑商人の行商、買集めについての議定があつた。(註七)すなわち、商人の荷籠には居所、名前を木札で、認め易いところにつけること、風呂敷づつみや、中の見えぬ籠を用うる者は召捕る故、見透せる籠を用うること、道端にて古錢、古道具類の買取りを行つてはならないこと、等をきめ、各村落古錢、紙屑商行爲を統制した。

三、經濟統制として重要なものは、「米價」の統制であつた。大門宿三十四ヶ村組合の米價統制に關する「申渡」は、(註八)天保四年（一八三三）、弘化二年（一八四五）の外、度々出された。弘化二年においては、特に不作ではないのに、不作であると申し、來年丙午であることを因とし、米穀買占を行う商人共が、急激に米價をせり上げ、その結果、村々の小前百姓等が難儀をなし、人氣が不穩になつて來たので、奸商、酒造人等の米穀の買占等無きよう、組合より、惣代、村役人より村民一般に申諭すべきことを規定した。天保四年のそれは、不作のため米價高騰し、困窮がおびただしく發生し、特に無宿、無賴、遊民等が宿場に押し寄せ、米穀高値で販賣する商人の店舗を打ちこわし、（日光道中幸手宿打毀騒動）、不穩となつて來た。このような狀態に對して、組合は、一方米穀商人に對して、米穀高値にて販賣し、買占めすることの不屈なることを諭すと共に、他方、打毀し等の不法浪藉、徒黨を組みての團體行動に對して、極度の恐怖を感じ、その禁止を、前者以上に嚴しく諭している。

四、職人手間の統制は、經濟統制として重要なものであつた。大門宿三十四ヶ村組合が行つた職人手間に關する議定は、(註九)文政十三年（一八三〇）、天保十年（一八三九）であるが、幕末に至るにつれて、職人の問題は益々重要となつた。文政十三年の議定は、關東筋御取締より達によつて、組合村の大工、木挽等の職人手間の統制を行つたもので、特に、丑年（文政十二年）に江戸表に大火が發生し、江戸における諸職人が拂底し、高手間となつたため、江戸近在の村々の職人が江戸に出稼に行くことによつて、村々の職人が益々拂底し、雇人は、互にせり合つて職人をやとう有様となつた。これに加えて、職人側にあつても、「太子講」という講を組織し、講に名をかりて職人仲間が相集り、共同にて、職人手間を引上げる取りきめが行われた。この職人の動きは、村役人をもつてしても制しきれぬものであつた。すでに、關東御取締筋御改革（文政十一年）において、諸職人の手間引下げが云渡されていたのであるが、それを無視して引上げが行われた。しかも、これを、取締り、至急引下げに努力すべき惣代、村役人は見逃した。そこで、惣代、村役人は不急不用の建築等を取り止め、あるいは延期することによつて、職人手間引上げを押えるよう一同に申諭すべきであり、もし、この議定に從はず、手間代引下げず、寄合相談など致し、不屈の者共をきつく取締るべきであると。各組合村は、かかる議定をうけて、職人手間代の統制に努力した。天保十年において、諸職人手間を規定し、統制した議定を左にかかげておく。(註一〇)

請　書　之　事

一御公儀様御法度之儀兼々御申被諭之趣堅相守可申ハ事
一此度諸職人とも勝手儘ニ手間代引上ケハ趣右は文政十三寅年中其御筋より手間代引上ハ儀者不相成旨被仰出之砌向後堅相守職業相勤可申旨議定連印も致置ハ處猥ニ太子講與唱仲間打寄致取り極メ手間代引上ハ由以之外之儀ニ付今般組合村に御相談之上御取極ノ趣左ノ通り

大　工　　金壹分ニ付　七人
木　挽　　同　七人

村落聯合一組合村について

桶屋　同　七人
建具屋　同　七人
石屋　同　七人
左官　同　六人
杣　同　八人
屋根屋　同　八人

但　米掛リノ分
所定壹把ニ付壹文下ケ
綿打　百目ニ付入手間　廿八文
先打　三十五文

右之通リニ付以來手間代引上ケ間敷若内々ニ而も高手間請取度旨申聞ハ職人有之ハハヽ其段無用捨組合一同相談之上其御筋江御訴可被成ハ筈既ニ先年金壹分ニ付八人九人之手間ニ而も職業渡世相成ハ儀ヲ考合ハハヽ手間上ケ可致筋無之處一躰近來奢ニ長シ保定之難儀も不顧己ニ利欲ニ差はまりハ段不仁之至具又小前末々而も假令修復等聊差支ハ共右取極之外高手間ヲ以糴合相催申間敷旨近々御被聞ハ趣一同承伏致ハ若以來心得違相成ハもの有之ハハヽ何樣御取計被成候共聞而申分無之ハ仍之請書連印

差上申處如件

天保十年亥十二月

以上、質屋渡世、古鐵、紙屑商人、米價、職人手間等に關する大門宿外三十三ヶ村組合の組合議定の内容をみて來たのであるが、關東筋御取締としては、かかる組合を掌握し、組合の持つ機構を利用しつつ、その統制を行うことを利益とした。組合においても自ら不當の競爭を排除し、もつて自身の保全を保つと共に、他方、御取締の不當に對して良く意見を述べ、自らの主張を開陳することによつて、組合加盟村落の利益を保護するよう動いたのである。

（註一）　古島敏雄著「近世に於ける商業的農業の展開」六六頁

（註二）　前田正治編著「日本近世村法の研究」第九章經濟統制を參照。

（註三）　（註四）　（註五）　野村兼太郎著「村明細帳の研究」第五章幕末農間渡世の調査、特に一二〇頁以下、および古島敏雄著「近世に於ける商業的農業の展開」九二頁以下に大門宿外三拾三ヶ村の質屋調査についての分析。大門宿外三拾三ヶ村組合名及び高については、「村明細帳の研究」一一〇―一頁等を參照。

（註六）　「定」として質屋店頭にはりしものである。

（註七）　「古鐵買其外之儀御請證文扣」天保四年六月、組合總代、

天保四年六月
古鐵買其外之儀御請證文扣
組合總代

差上申御請證文之事

古着古鐵紙屑買共銘々荷籠江居所名前木札ニ認附置内ノ見透ハ籠ヲ以渡世いたし且古着古鐵古道具類道端等ニ而猥ニ買取間敷此上道端等ニおゐて買取ハもの有之候歟又者風留敷包或者不見透籠等ヲ以渡世致しハもの有之ハ得者御召捕聊無御宥免可被懸御吟味之條得其意右渡世のもの急度可相守旨

右者御廻村先ニ而村々江可被仰渡旨今般從御奉行所御下知之趣被仰渡一同承知奉畏候仍御請證文差上申處如件

天保四巳年六月

大門宿
三十三ヶ村組合

（註八）　「申渡」弘化二丑年九月、武藏國足立郡大門宿外三拾三ヶ村組合および「米穀高直其外之儀請書帳」中「差上申一札之事」

天保四巳年十月、大門宿三拾三ヶ村組合、

米穀高直其外之儀請書帳

差上申一札之事

今般武州埼玉足立兩郡岩槻大門組合三ヶ所百七ヶ村最寄の儀追々御取締筋相弛ミ無宿無類者勿論百姓之内にも農業ヲ怠リ博奕惡事を渡世同樣いたし村々若もの其外を申勸メ不携のもの江者口論を仕懸ケ不法狼藉ニおよひ其上右惡もの近來年々郡中村々より

伊勢參宮ニ罷越候者先廻リ致關東筋ニ徘徊難相成上方筋江逃去罷在リハ惡者共與申合道中筋ニ而旅人共江博奕申勸メ不携節者口論を仕懸ケ惡もの共取扱に立入中直爲致右趣意に博奕ヲ催し手目惡賽ヲ以打負し參宮も不相成樣ニ欺取不屆之及所業又者兼而新規之商ひ者勿論是迄仕來リハ商ひ迚も追ミ相止メ農業出精可仕旨先般被仰渡も御座ハ處不取用居酒屋相始メ若者供寄集酒食いたしハ上者博奕を催し良民及難義候趣其筋江達御聽今般御下知ニ而惡者共追ミ御召捕ニ相成其外風聞不宜もの被召出夫ミ御敎示被置ハ間此上村ミニ而右躰不屆之所業いたしハものハ竊ニ可申上ハ

一當巳年之儀不時之冷氣ニ而就中田方違作いたし米穀高直ニ付農外之渡世ニ而今日ヲ經營ハもの者難儀困窮いたし無宿無類遊民者彌ミ以之儀宿町村ミ等江米穀高直ニ賣ハ商人共打毀しハ杯不法狼藉之張札いたし既ニ日光道中幸手宿ニ而打毀騒動有之此節御取調中兼而被仰聞ハ通り假令米商人とも不屆きニハとも其筋江不申立不法狼藉およひハて者可立願も不相立狼藉徒黨之所爲ハ重キ御仕置も被仰付不便之次第ニ付若米穀メ買メ賣ハもの歟又米直段引上ケ手段等いたし貧民難義いたし候次第ニハハ、早々其筋江訴出ハ者勿論之儀各樣御廻村先江も御訴申上ハハ、難義不相成樣ニ御取斗方も可在之間萬一惡者共徒黨ヲ企ハ共決而荷擔不致右企ハ名前幷不法狼藉之張札いたしハもの村役人者勿論小前未ミ之者たり共直ニ密ミ御訴申上ハ小前一同江可申聞置ハ右者全衣食住ニ奢農ヲ怠リハもの共ハ違作之年柄共難義困窮いたし不法狼藉に至りハ間此上村役人共精ミ勸農筋ヲ心掛ケ無宿無類者勿論田畑不耕遊民之もの者村方ニ無之樣厚世話可致旨精ミ御敎示被仰渡ハ趣逸々承知奉畏候依て一同連印御請證文差上申處如件

天保四巳年十月

（註九）「内藤隼人正樣御沙汰之方、吉田左五郎樣より被仰渡諸職人共手向代之儀ニ付御請書連印帳、組合惣代」、「諸職人共手間代之儀ニ付小前連印帳、新染谷村」文政十三寅年三月、「書付之事」大門宿以下三拾四ヶ村、天保十亥年十一月。

（註一〇）「請書之事」天保十亥年十二月、

四

水利、灌漑、水防を目的しそこに形成されて來た組合、および質屋渡世、古鐵、紙屑商人、米價、職人手間の統制を行つた大門宿外三十三ヶ村組合について考察して來たのであるが、ここでは觸れ得ない他の目的によつて結ばれた組合――助郷を中心とした大門宿助郷、大宮宿助郷、岩槻宿助郷の各助郷組合村に關する場合、社會秩序、風俗、風紀、犯罪取締に關する組合の議定――の問題が殘されている。なお、米價に對する統制において、一組合のみでなく、さらに組合が一構成單位となり、より大なる組合を構成して、一層統制を完全ならしめるために聯合している場合が起つた。ここでは武州埼玉・足立兩郡岩槻大門宿組合三ヶ所百七ヶ村が組合を構成し、無宿、無賴の者の取締と米價高値取締とを行つていた。（三の註六）一層高次の組合の性格についても論じ得なかつた。が、かかる場合には、組合としての規制力は一層稀薄なものとなつたと思われる。

村落を單位とし、それを構成要員として形成されて來た村落聯合――組合は、村役人をその代表として組合寄合に出席せしめ、そこで組合構成村落――村民を規制する議定を定め、一方上よりの命令傳達、監督、他方下よりそれに對する請書、諸書上の報告の提出等の業務を通じ、幕政の末端機構に位置づけられた。それ故に、村民の立場に立ち、特に小前等封建的被作取者の立場に立つて、幕政を批判することには自ら限度があつた。徹底的に批判的たり得なかつた。例へば、前述の職人が手間代引上げを要求して太子講をつくつた場合においても、米價高値のため一般貧民が困難し、非常手段にうつたえる傾向を現しはじめた時には、組合は、まず、職人手間引下げや米價引下げよりも、不法者、徒黨者としてかかる行動に出んとする人々に對して、強い處置に出た。かかる一面は、村落聯合をして時代の進展に對して、阻止的作用しての役を持たさしめる結果となつた。

（二九・一・一五）